



茨城労働局発表  
平成28年4月28日(木)

【照会先】  
茨城労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙  
指導係長 渡邊 朋子  
(電話) 029-277-8295 (8294)

## 北関東で初の認定！

### 常陽銀行が 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業に！

～ 5月9日(月)、茨城労働局で認定通知書交付式を行います ～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)」が、平成28年4月1日から完全施行されました。

女性活躍推進法に基づく認定(愛称：えるぼし認定)とは、女性の活躍推進のための行動計画(一般事業主行動計画)を策定し、その旨を労働局長に届出した事業主のうち、一定の基準を満たし、取組の実施状況が優良な事業主は、労働局長への申請により、認定を受けることができます。

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、平成28年4月19日付けで、県内初、さらに北関東3県(茨城・栃木・群馬)で初となる「えるぼし認定企業」として、

株式会社常陽銀行(本社:水戸市、取締役頭取 寺門 一義)の認定を決定しました【資料1参照】。

- 認定通知書交付式を、以下のとおり行いますので、ぜひ取材をお願いいたします。



■日時 平成28年5月9日(月) 13:00～(約30分の予定)

■会場 茨城労働局 局長室 (水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階)

1. 認定通知書交付式の流れ(懇談終了まで取材可能)

(1) 認定通知書交付式

株式会社常陽銀行頭取に対し、茨城労働局長から「基準適合一般事業主認定通知書」を交付

(2) 記念撮影

株式会社常陽銀行頭取と茨城労働局長で記念撮影

(3) 懇談

株式会社常陽銀行頭取、茨城労働局長及び雇用環境・均等室長との懇談

※懇談終了後、取材時間も設けます。

2. 取材の申込について

取材ご希望の際は、雇用環境・均等室 指導係 (TEL 029-277-8295) まで、ご連絡をお願いします。

## <参考>

### 「えるぼし認定」の概要

- ①～⑤の評価項目について、満たした項目数により、取得できる認定段階(第1～3段階)が変わります。

#### ①採用

男女別の採用における競争倍率が同程度か。【直近3か年度】

#### ②継続就業

男女別の平均勤続年数について、女性が著しく低くないか。【所定の式で算出】

#### ③労働時間等

性別役割分担意識とも密接な関係がある、長時間労働がないか。【所定の式で算出】

#### ④管理職比率

産業ごとに定める管理職に占める女性の割合が、平均値以上か。【所定の式で算出】

#### ⑤多様なキャリアコース

女性の非正社員から正社員への転換、女性のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換…などの実績があるか。【直近3か年度】

- 以上について、満たした項目数が、
  - 1～2項目 … 「第1段階」として認定
  - 3～4項目 … 「第2段階」として認定
  - 5項目全て … 「第3段階」として認定 となります。

※ 株式会社常陽銀行は、①③⑤の3項目を満たしており、第2段階での認定です。



### 「えるぼし認定」のマークについて

- 「L」…lady(女性)、labour(働く・取り組む)、lead(手本)など様々な意味があり、「円」は企業・社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。また、「えるぼし」の愛称は、一般公募により厚生労働省が決定したものです。

(認定の段階に応じて、★の数が変わります。)

### 「えるぼし認定」を受ける“メリット”は…。

- 認定マークを、自社の商品・名刺・広告・求人票などに付けて、女性が活躍する企業であることをアピールすることができ、企業イメージの向上、優秀な人材の確保・定着などが期待できます。

#### 【添付資料】

資料1 株式会社常陽銀行 行動計画

資料2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう(パンフレット)